

岡山県総合展示場コンベックス岡山 自動販売機設置事業者公募公告

令和 7 年 1 月 21 日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 公募に付する事項

(1) 名 称

岡山県総合展示場コンベックス岡山 自動販売機設置事業者公募

(2) 設置期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

ただし、自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の設置を許可できると県が判断した場合は、令和 8 年 4 月 1 日から 2 年を限度に引き続き設置することができる。

(3) 設置場所

岡山県総合展示場コンベックス岡山（以下「コンベックス岡山」という。）の敷地内
（代表地：岡山市北区大内田 675 番）

(4) 販売種類等

販売種類等は下表のとおりとし、詳細は岡山県総合展示場コンベックス岡山自動販売機設置事業者公募仕様書（以下「仕様書」という。）による。

販売種類	設置区分	設置台数
清涼飲料水、牛乳、発酵乳、乳飲料又は乳酸菌飲料	あ-1	5 台
	あ-2	4 台
	あ-3	4 台
	あ-4	3 台
【災害対応型】 清涼飲料水、牛乳、発酵乳、乳飲料又は乳酸菌飲料	い	2 台

※災害対応型とは、大規模災害発生時に指定管理者が設置事業者から預かっていた鍵で自動販売機を開けて、飲料を無償で提供することができるもの。

2 公募に関する事務を担当する課

岡山県産業労働部

企業誘致・投資促進課 開発推進班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

電話番号 086-226-7389

電子メールアドレス kiyuu@pref.okayama.lg.jp

3 公募参加資格

公募に参加できる者は、下記の要件を全て満たす法人とする。

(ア) 岡山県内に本店、支店又は営業所を置く者であること。

(イ) 故障等の緊急時において迅速な対応ができる者であること。

(ウ) 法人が下記のいずれにも該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかに該当する者
 - ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、岡山県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
 - ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
 - ⑥ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者
 - ⑦ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者
 - ⑧ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者
 - ⑨ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）、市町村税並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
- (エ) 法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が下記のいずれにも該当しないこと。
- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する者
 - ② 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - ③ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - ④ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 契約条項を示す場所

前記 2 の場所とする。

5 参加申請手続等

(1) 仕様書等の配布

1) 配布期間

令和 7 年 1 月 21 日（火）午前 9 時から同年 2 月 24 日（月）午後 4 時まで

2) 配布方法

下記のホームページからダウンロードすること。

<https://www.pref.okayama.jp/page/953100.html>

(2) 公告等への質問

1) 受付期間

令和7年1月21日(火)午前9時から同年1月31日(金)午後4時まで
ただし、岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。

2) 質問方法

電子メールで質問票(様式5)により質問することとし、その旨を電話にて連絡すること。

3) 送付先

前記2のとおり。

(3) 質問に対する回答

1) 閲覧期間

回答可能となった日から令和7年2月24日(月)午後4時まで

2) 閲覧方法

下記のホームページで閲覧すること。

<https://www.pref.okayama.jp/page/953100.html>

(4) 参加申請書の提出

1) 提出期間

令和7年1月21日(火)午前9時から同年2月7日(金)午後4時まで
ただし、岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。

2) 提出書類

- ① 参加申請書(様式1)
- ② 販売品目一覧表(様式2)
- ③ 設置を予定している自動販売機のカタログ
- ④ 法務局が発行する現在事項全部証明書
- ⑤ 法務局が発行する印鑑証明書
- ⑥ 参加申請書を提出する日の属する事業年度における法人の事業計画書及び収支予算書
- ⑦ 参加申請書を提出する日の属する事業年度の直近の1事業年度における法人の事業報告書、収支決算書
- ⑧ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑨ 役員名簿(様式3)
- ⑩ 誓約書(様式4)
- ⑪ 岡山県税(岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税)の完納証明書
- ⑫ 岡山県内の市町村長が発行する市町村税の完納証明書
※岡山県内に本店がある場合は当該本店所在地、営業所等のみがある場合は県内の主たる営業所等所在地の市町村税の完納証明書
- ⑬ 税務署が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書

3) 提出部数

1部

※提出書類③、⑥～⑧は写しによる提出も可能とする。

※提出書類④、⑤、⑪～⑬の証明年月日は提出日から3か月以内に限る。

4) 提出方法

持参又は郵便若しくは信書便による送付とする。

なお、郵便又は信書便による送付の場合は、書留郵便その他の送付物が相手方に到着したこと及びその時間が確認することができる方法に限る。

5) 提出場所

前記2のとおり。

6) 留意事項

(ア) 提出された書類は返却しない。また、提出期間以降における書類の差し替え、再提出は認めない。

(イ) 提出された書類の著作権は参加申請者に帰属する。ただし、県は設置事業者の公表等のために必要な場合は、提出された書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(ウ) 申請に係る一切の費用は全て参加申請者の負担とする。

(エ) 提出された書類は、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き開示する場合がある。

(オ) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合、その他参加申請者及びその関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

(カ) 提出書類に関して県から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(キ) 提出書類の審査の過程で追加資料の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の審査

1) 審査結果の通知

県が提出書類を審査した結果、不適合と認められる者に対しては令和7年2月14日（金）までにその旨を通知する。この通知を受けた者は、選考に参加することができない。

2) 不適合理由の説明要求

上記1)の通知を受け取った者は、令和7年2月18日（火）までに電子メールで説明を求める書面を提出することができる。

6 選考

(1) 選考日時

令和7年2月25日（火）午後1時30分

(2) 選考場所

岡山市北区内山下2丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室（岡山県庁地下1階）

(3) 選考方法

見積書（様式6）を持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

(4) 見積書の記載

- (ア) 仕様書「3 売上手数料率等」で定める設置区分のいずれかのみに参加することも可能とする。
- (イ) 1つの設置区分につき1枚の見積書を作成すること。
- (ウ) 見積書の住所(所在地)、商号又は名称、代表者職氏名には、参加申請書に記載の契約を締結する権限を有している者について記入し、県との契約等に使用する印鑑を押印すること。
- (エ) 見積書に記載する売上手数料率は、小数第一位まで記入すること。

(5) 設置予定事業者の決定方法

- (ア) 選考は地方自治法第234条第3項の規定に準じ、仕様書「3 売上手数料率等」で定める設置区分の上から順に実施し、設置区分ごとに設置予定事業者を決定する。
- (イ) 設置予定事業者は、仕様書「3 売上手数料率等」で定める売上手数料率以上かつ最も高い率の見積書を提出した者とする。
- (ウ) 設置予定事業者となるべき同率の見積書を提出した者が2者以上あるときは、直ちに当該参加申請者にくじを引かせて第1順位のを設置予定事業者とする。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該者は辞退したものとす。
- (エ) 設置予定事業者となった者は、仕様書「1 公募物件」の(1)で定める同じ販売種類の他の設置区分の選考対象外とする。
- (オ) 仕様書「3 売上手数料率等」で定める売上手数料率以上の見積書を提出した者がいない場合は、直ちに再度の選考を行う。
- (カ) 選考が終了した時点において設置台数に空きがある場合は、後日改めて公募を行うことがある。

(6) 代理人による見積

- (ア) 代理人が見積する場合は、見積書に当該代理人の住所、氏名を記入して押印すること。
- (イ) 選考に際し、代理人が見積書を提出する場合は、参加申請書に記載した契約を締結する権限を有している者からの委任状(様式7)を持参し、選考日当日に県の指示に従い提出すること。

(7) 見積書の引換え等の禁止

- (ア) 参加申請者又はその代理人は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、訂正部分に参加申請者又はその代理人の印を押印しなければならない。ただし、売上手数料率の訂正は認めない。
- (イ) 参加申請者は提出した見積書の引換え、変更又は取消をすることができない。

(8) 選考の延期等

参加申請者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で選考事務を公正に執行することができない状態にあると県が認めたときは、選考を延期し、又はこれを中止することがある。

7 見積の無効

次のいずれかに該当する見積は無効とする。

- (ア) 前記3に示した公募参加資格を満たさない者のした見積
- (イ) 参加申請者に求められている義務を履行しなかった者のした見積
- (ウ) この公告に示した諸条件に違反した者のした見積
- (エ) その他岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第140条各号に掲げる入札に準じた見積

8 設置事業者の決定

- (ア) 県は選考後速やかに、参加申請者が提出した見積書が前記7に該当していないか審査を行う。
- (イ) 審査は、設置区分ごとに前記7に該当していない1者を確認するまで、見積書に記載された売上手数料率の最も高い者から低い者へと順に行う。
- (ウ) 審査の結果、見積書及び提出書類すべてが有効であると確認された者を設置事業者として決定する。

9 公表

前記8で決定した設置事業者の名称及び売上手数料率は、岡山県産業労働部企業誘致・投資促進課のホームページにおいて公表する。

10 その他

(1) 契約書等作成の要否
要

(2) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(3) 自動販売機の撤去及び移設
設置事業者は、県又はコンベックス岡山の指定管理者（以下「指定管理者」という。）から施設管理上の理由で自動販売機の撤去等の指示があった場合は、県又は指定管理者が指定する期日までに設置事業者の負担により対応するものとする。

(4) その他

- (ア) 本公告で定めるもののほかは仕様書による。
- (イ) 自動販売機の設置位置は仕様書「3 売上手数料率等」で定める設置区分の上から順に設置事業者として決定した者から選択できるものとし、詳細は設置事業者の決定後に改めて案内する。
- (ウ) 選考後に本公告及び仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (エ) 設置事業者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (オ) その他必要な事項は、岡山県産業労働部企業誘致・投資促進課長が定める。

1 公募物件

(1) 販売種類及び設置区分

販売種類	設置区分
清涼飲料水、牛乳、発酵乳、乳飲料又は乳酸菌飲料	あ-1
	あ-2
	あ-3
	あ-4
【災害対応型】 清涼飲料水、牛乳、発酵乳、乳飲料又は乳酸菌飲料	い

※災害対応型とは、大規模災害発生時に指定管理者が設置事業者から預かっていた鍵で自動販売機を開けて、飲料を無償で提供することができるもの。

(2) 設置位置等

エリア	設置位置	物件番号
A	センター棟北	1 2
B	センター棟自販機コーナー	3 4 5
C	大展示棟南入口	6
D	中展示棟ロビー	7 8 9
E	西ゲート広場	10 11 12
F	センター棟2階エレベーターホール	20 21
G	東駐車場	30 31
H	西駐車場	32 33

(3) その他

(ア) 設置位置は、別添の自動販売機設置予定位置図を参照のこと。

(イ) 自動販売機の扉の開閉で支障となる物件の有無、電気使用量の計測機を設置する位置等を事前に現地で確認すること。

2 設置条件

(1) 権利の譲渡等

第三者に自動販売機を設置する権利を譲渡又は転貸してはならない。

(2) 販売品目及び容器

下記のとおりとし、酒類の販売は行わないこと。

1) 品目

(ア) お茶、水、特定保健用食品、炭酸飲料、コーヒー、紅茶又はジュース類の清涼飲料水

(イ) 牛乳、発酵乳、乳酸菌飲料又は乳飲料

2) 容器

カン、ビン又はペットボトルの密閉式容器

(3) 使用済容器の回収ボックス

コンベックス岡山の指定管理者が設置する回収ボックスを利用すること。

なお、回収ボックスの利用及び維持管理に係る費用は、設置事業者の負担とし、詳細は後記7による。

(4) 自動販売機の規格等

(ア) 設置位置の寸法は、幅 1.25m以内・奥行 0.9m以内とする。

(イ) 外色は県の施設に設置することを考慮し、奇抜な色及びデザインを避け、公序良俗に反しないものとする。

(ウ) 可能な限りユニバーサルデザインのものとする。

(エ) ノンフロン対応機のものとする。

(オ) 節電に取り組むこととし、午後9時から翌日午前8時まではタイマーによる電気調節を行うこと。

(カ) 転倒防止対策を施すこと。なお、転倒防止に係る設備も上記(ア)の寸法内に設置するものとする。

(キ) 故障時等の連絡先を明記すること。

(5) その他

自動販売機の設置等に当たり、県又は指定管理者が施設管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。

3 売上手数料率等

設置区分ごとに県が予定する売上手数料率及び設置台数等は、下表のとおりとする。

設置区分	売上手数料率	設置台数	割り当てエリア及び台数
あ-1	20%以上	5台	エリアA又はFのいずれかに1台 エリアB、D、Eに各1台 エリアG又はHのいずれかに1台
あ-2	20%以上	4台	エリアA又はFのいずれかに1台 エリアB、Eに各1台 エリアG又はHのいずれかに1台
あ-3	20%以上	4台	エリアA又はFのいずれかに1台 エリアD、Eに各1台 エリアG又はHのいずれかに1台
あ-4	20%以上	3台	エリアA又はFのいずれかに1台 エリアCに1台 エリアG又はHのいずれかに1台
い	20%以上	2台	エリアB、Dに各1台

4 販売価格

メーカー希望価格以下とする。

5 行政財産使用許可

(1) 行政財産使用許可の申請

設置事業者に決定した者は、期限までに書類を提出すること。

1) 提出期限

令和7年3月19日(水)まで

2) 提出書類

① 行政財産使用許可申請書(岡山県財務規則様式第111号)

② 設置寸法が分かる図面

※自動販売機及び転倒防止に係る設備の投影面積が分かる図面

③ 自動販売機の管理関係証明書(様式8)

④ 設置事業者以外の者が自動販売機の故障発生時の対応、商品補充及び売上代金の回収等を行う場合は、両者間で当該業務に関して締結した委託契約書又は協定書等の書類の写し

⑤ 食品衛生法等により営業等の許認可を要する場合は、その許可証等の写し

3) 提出部数

1部

※提出書類②、④、⑤は写しによる提出も可能とする。

4) 提出方法

持参又は郵便による送付とする。

5) 提出場所

岡山県産業労働部

企業誘致・投資促進課 開発推進班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

6) 留意事項

手続きに関する一切の費用は、全て設置事業者の負担とする。

(2) 行政財産使用許可の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の設置を許可することができると県が判断した場合は、令和8年4月1日から2年を限度に引き続き許可を行う。

なお、許可期間の満了前であっても、県が行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合は、許可を取り消すことがある。

また、県又は指定管理者の施設管理上の理由で自動販売機の移設等の必要が生じた場合は、県又は指定管理者が指定する期日までに設置事業者の負担により対応すること。

(3) 行政財産使用条件

行政財産使用許可書に記載の条件を遵守すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の費用を県に請求することはできない。

(5) 行政財産使用料

(ア) 岡山県行政財産使用料徴収条例(昭和39年岡山県条例第20号。以下「条例」という。)の規定に基づき、自動販売機及び転倒防止に係る設備の投影面積をもとに算定した額とする。

(イ) 行政財産使用料は、毎年度に県が発行する納入通知書により県が指定する期日までに全額納入すること。

<参考>令和6年度(年額)

設置場所	行政財産使用料
建物内	13,915.20 円/m ²
建物外	1,936.80 円/m ²

※条例の改正等により額が変更となる場合がある。

6 売上手数料

(ア) 売上手数料は、自動販売機ごとの各月売上合計額に売上手数料率を乗じた額とする。なお、売上手数料に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(イ) 設置事業者は、毎月の自動販売機ごとの売上単価、売上本数、売上合計額及び売上手数料を翌月10日までに県へ報告すること。

(ウ) 売上手数料は、県が毎月発行する納入通知書により県が指定する期日までに全額納入すること。

7 維持管理等

(ア) 自動販売機の商品補充及び売上代金の回収等は、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに在庫及び補充管理を適切に行うこと。なお、設置事業者以外の者が自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品補充及び売上代金の回収等を行う場合は、両者間で当該業務に係る委託契約又は協定等を締結し、その写しを行政財産使用許可申請書に添付すること。

(イ) 維持管理等に係る作業車両の駐車位置等は、指定管理者の指示に従うこと。

(ウ) 衛生管理に係る関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく行うこと。

(エ) 設置場所の状況を十分に確認した上で自動販売機を安全に設置すること。

(オ) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等は、設置事業者の責任において対応すること。

(カ) 自動販売機の設置及び撤去に要する一切の費用は設置事業者の負担とする。

(キ) 自動販売機の運転に必要な光熱水費は、設置事業者の負担とし、指定管理者が毎月発行する納入通知書により指定管理者が指定する期日までに全額納入すること。なお、振込手数料は設置事業者の負担とする。

① 電気使用料の額は、設置事業者が設置するメーターの指示値により計測した電気使用量をもとに指定管理者が算定した額とする。設置事業者は、毎月の電気使用量を翌月10日までに書面により指定管理者に報告すること。

② 水道使用料の額は、指定管理者が定める額とする。

(ク) 使用済み容器の回収ボックスの維持管理に係る負担金として、設置する自動

販売機1台につき下記の額を指定管理者が指定する方法により指定管理者が指定する期日までに全額納付すること。なお、振込手数料は設置事業者の負担とする。

令和7年度以降：年額 66,000 円／台 (5,000 円×12 月×1.10)

8 設置事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

- (ア) 正当な理由なく指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (イ) 設置事業者が公募参加資格等に該当しなくなった場合
- (ウ) 県に対して、売上手数料等の報告をしない又は虚偽の報告をした場合
- (エ) その他、県が必要と認めた場合

9 その他

- (ア) コンベックス岡山は、公共施設マネジメント方針に基づく個別施設計画を策定しており、当該計画に基づく施設及び設備の改修等を予定している。工事の内容によっては、施設利用の制限や来場者の移動経路を変更することがある。
- (イ) 設置事業者が自動販売機の設置を中止したときは、改めて公募を行うことがある。その場合において、公募を行わない自動販売機の売上手数料率は変更しない。

10 参考資料

(1) 利用人数

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
展示場	831,100	804,020	103,400	132,950	268,450	467,440
会議室	87,309	78,027	16,745	25,339	35,245	53,022

(2) 利用件数

(単位：件)

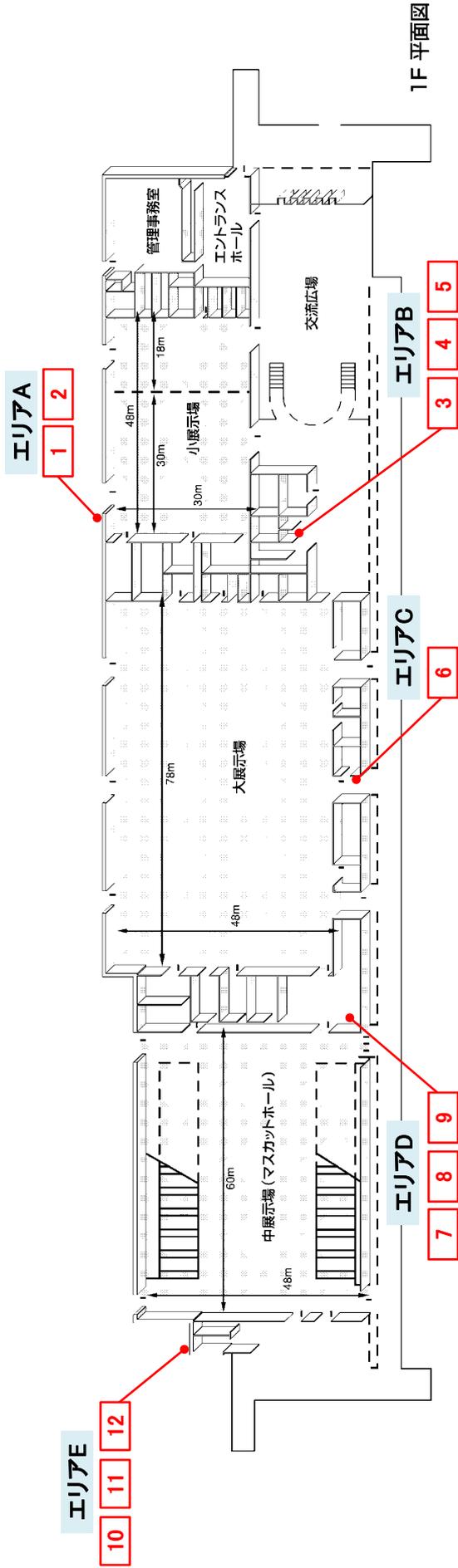
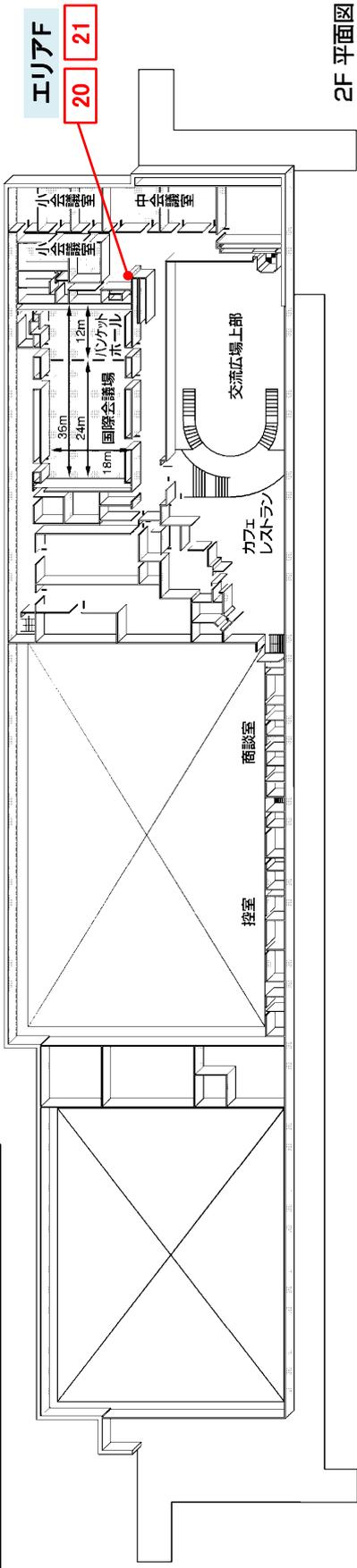
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
展示場	228	218	74	97	158	199
会議室	1,367	1,210	457	592	812	979

(3) 稼働率

(単位：%)

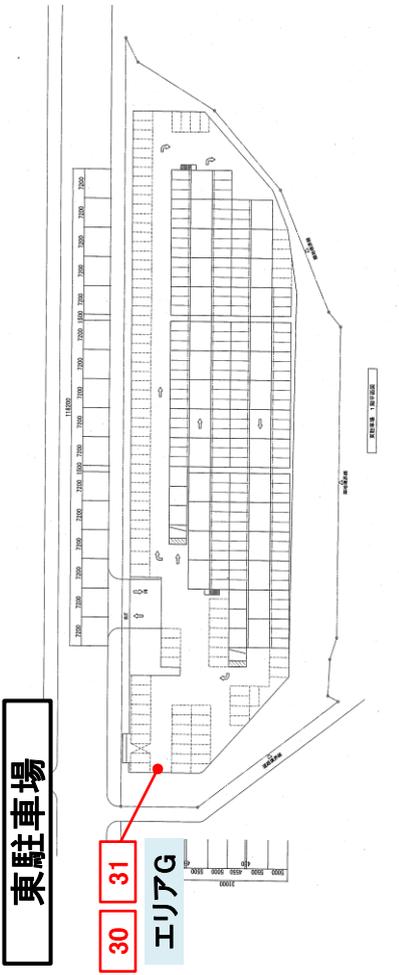
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
展示場	64.2	69.3	17.1	27.1	39.5	58.6
会議室	57.5	56.3	23.6	34.6	35.6	40.7

岡山県総合展示場コンベックス岡山

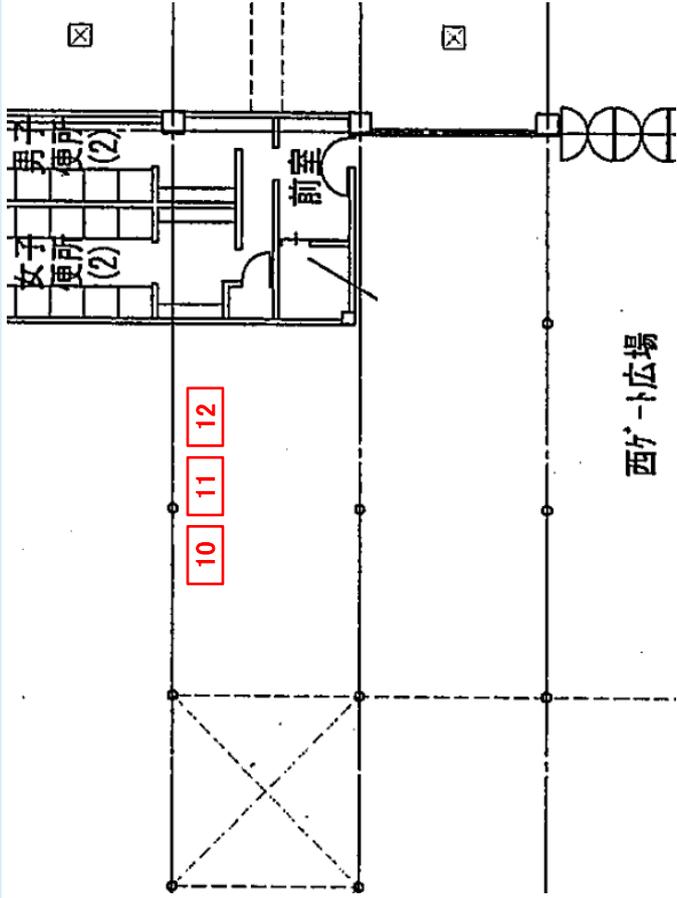


西駐車場

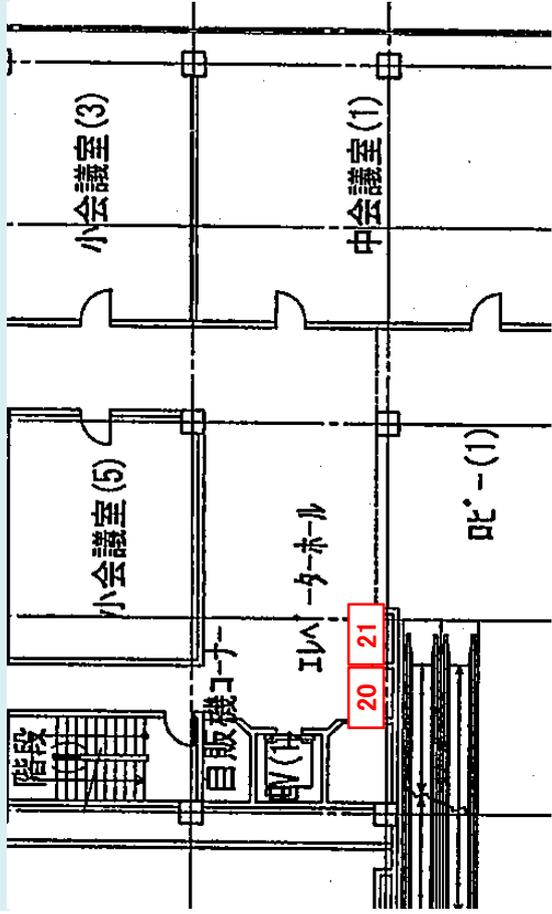
東駐車場



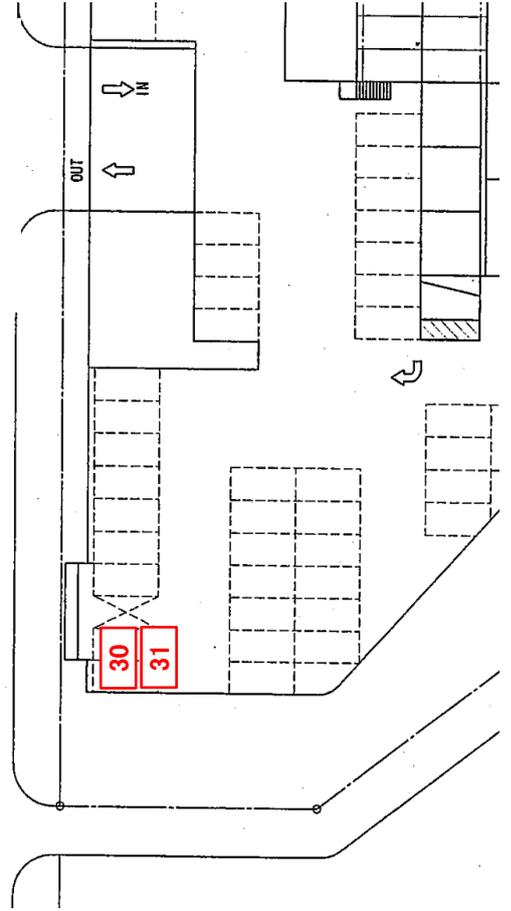
エリアE



エリアF



エリアG



エリアH

